第1目的

少子高齢化が進行し人口減少社会に突入した我が国において、人々の暮らしを支える対人サービスをはじめ、医療、介護、教育、交通、災害対応等の分野における行政 サービスの重要性は今後一層増大する。当該行政サービスを将来にわたり安定的かつ 的確に提供するためには、その担い手である地方公共団体が適切に行政運営を行い、 住民からの信頼を確保し続けることが大前提である。

地方公共団体の行政執行の適正確保のため、戦後の地方自治制度の沿革においては、 地方分権を推進する中で、これまで議会や監査制度などの監視機能を強化するための 見直しを中心に行ってきたが、今後は長等の内部部局による自律的な統制のあり方に ついても議論する必要がある。

一方、近年、監査制度等の見直しを検討する中で、監査制度等の実効性をより高めるためにも、また、住民訴訟の長等の責任を負う場合の要件の見直しの是非をめぐる 検討においても、内部統制の法制化の必要性が指摘されている。

同時に、民間企業においては、平成18年の会社法施行以降、一定規模の企業において内部統制の取組みが義務付けられる等、内部統制の取組みが進められている。

これらの状況を踏まえ、本検討会は、地方自治法等の改正による制度化を見据え、地方公共団体における内部統制の整備・運用の具体的なあり方について検討を行う。

第2 名称

本検討会の名称は、「地方公共団体における内部統制の整備・運用に関する検討会」(以下「検討会」という。)とする。

第3 構成

検討会は別紙のメンバーをもって構成する。

第4座長

- (1) 検討会に、座長1人を置く。
- (2) 座長は、会務を総理する。
- (3) 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、座長が指名する者がその職務を代理する。

第5 議事

- (1) 検討会の会議は、座長が招集する。
- (2) 座長は、必要があると認めるときは、必要な者に検討会への出席を求め、その 意見を聴取することができる。

第6 その他

- (1) 検討会の事務局は、総務省自治行政局行政課に置く。
- (2) 本要綱に定めるもののほか、検討会に関し必要な事項は、座長が定める。